

「日本の租税条約の実務（台湾編）」

学習スケジュール

回数	学習テーマ		内容
第1回	第1章	テーマ1 日台租税協定の概要	日台租税協定の概要、適用地域、対象税目その他基本的な項目について学習します。
		テーマ2 対象地域	
		テーマ3 対象税目	
		テーマ4 居住者及び恒久的施設	
	第2章	テーマ1 不動産所得	国内法で申告又は源泉徴収の対象となる一般的な項目について、日台租税協定の適用がある場合の限度税率について学習します。
		テーマ2 事業所得	
		テーマ3 配当	
		テーマ4 利子	
		テーマ5 使用料	
		テーマ6 譲渡収益	
		テーマ7 給与所得	
		テーマ8 役員報酬	
		テーマ9 学生	
		テーマ10 その他の所得	
	第3章	テーマ1 留学生・研修生の特例	日本と台湾の間の取引で特に実務で頻出する項目について、その取扱いを学習します。
		テーマ2 ケーススタディ	
	第4章	テーマ1 租税協定届出書記載方法	日台租税協定の適用を受ける際の届出書の記載方法について学習します。

※ 講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、平成31年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しておりますが、令和2年4月1日現在改正の影響はございません。

■「元号」の表記について

今年度のテキスト等の教材内で、元号は「平成」を使用しておりますが、2019年5月1日以降の日付につきましては「令和」と読み替えてご使用いただけますよう、お願いいたします。

「日本の租税条約の実務（台湾編）」

CONTENTS

第1章 日台租税協定の概要

テーマ1	日台租税協定の概要	2
	■日台租税協定の概要・特徴など	
テーマ2	対象地域	4
	■日台租税協定の対象となる地域とは	
テーマ3	対象税目	6
	■日台租税協定の対象となる税金とは	
テーマ4	居住者及び恒久的施設	8
	■日台租税協定における居住者と恒久的施設の定義	

第2章 日台租税協定の限度税率について

テーマ1	不動産所得	12
	■不動産所得に関する課税について	
テーマ2	事業所得	14
	■事業所得に関する課税について	
テーマ3	配 当	16
	■配当等の支払いに関する課税について	
テーマ4	利 子	18
	■利子の支払いに関する課税について	
テーマ5	使用料	20
	■使用料の支払いに関する課税について	
テーマ6	譲渡収益	22
	■譲渡収益が生じたときの課税について	
テーマ7	給与所得	24
	■給与所得に対する課税について	
テーマ8	役員報酬	26
	■役員報酬に対する課税について	
テーマ9	学 生	28
	■学生及び事業修習者への給与等に関する課税について	
テーマ10	その他の所得	30
	■日台租税協定におけるその他の所得の取扱について	

第3章 留学生の特例及びケーススタディ

テーマ1 留学生・研修生の特例 32

■留学生・研修生に対する特例について

テーマ2 ケーススタディ 36

■実務で頻出する事例におけるケーススタディ

第4章 租税協定届出書記載方法

テーマ1 租税協定届出書記載方法 42

■日台租税協定の届出書記載方法

「日本の租税条約の実務（台湾編）」

第1章 日台租税協定の概要

テーマ1	日台租税協定の概要	2
テーマ2	対象地域	4
テーマ3	対象税目	6
テーマ4	居住者及び恒久的施設	8

1

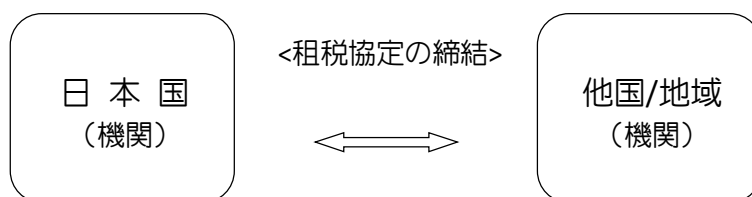
日台租税協定の概要

日台租税協定の概要・特徴など

Theme

1. 租税協定の意義

租税協定は、正式には「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本側の機関と〇〇国側の機関との間の取決め」をいい、該当する二国の機関において結ばれる取決めです。



該当する二国間でそれぞれ締結されるため、実務においては該当するそれぞれの国との租税協定の内容を確認する必要があります。

• 租税協定の種類

租税協定の種類	① 所得に対する租税協定 (所得税条約)
	② 遺産、相続及び贈与に関する租税協定 (相続税条約)
	③ 租税の情報交換を主目的とする租税協定 (租税情報交換協定)
	④ 税務行政執行共助条約 (多数国間条約)

2. 日台租税協定

「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（略称「日台民間租税取決め」）」

署名日：2015年11月26日

発効日：2016年6月13日

＜日台租税協定の種類＞

- ① 所得に対する租税協定
- ② 情報交換（日台租税協定25条）

3. 日台租税協定の特徴

日台租税協定（日台民間租税取決め）は、民間機関である公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間で作成された取決めであるため、正式には日本国が締結した国際約束（条約・協定等）には該当しません。

平成29年1月1日から「公益財団法人交流協会」（日本側）は「公益財団法人日本台湾交流協会」へ、平成29年5月17日から「亜東関係協会」（台湾側）は「台湾日本関係協会」へ、それぞれ名称変更されています。